開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　ただいまから令和２年第９回小坂町議会定例会を開会いたします。

　　直ちに本日の会議を開きます。

────────────────────────────────────────────

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君）　日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

　　今期定例会において、12月３日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第５号　安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情、陳情第６号　「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情、陳情第７号　75歳以上医療費窓口負担２割化の中止を求める国への意見書提出の陳情、陳情第８号　「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情は、総務福祉常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、４番、亀田利美君、５番、菅原明雅君を指名いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会期の決定

○議長（目時重雄君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

〔議会運営委員長　小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君）　本定例会についての議会運営委員会を去る12月３日に開催をいたしました。

　　本定例会に係る案件は、総合計画基本構想の策定についてと、条例の制定１件、条例の一部を改正する条例制定６件、条例を廃止する条例制定１件、町道の変更１件、請負契約変更の締結１件、規約の一部変更１件、補正予算３件、陳情４件、意見書１件となっております。

　　したがいまして、議会運営委員会としましては、第１日、12月10日木曜日を初日本会議、第２日、12月11日金曜日は一般質問、第３日と第４日は土曜日、日曜日のため休会、第５日、12月14日月曜日は各常任委員会、第６日と第７日は事務整理などで休会、第８日、12月17日木曜日を最終日本会議として、会期を８日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの８日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本定例会の会期は８日間と決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君）　日程第３、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

　　まず、町長からお受けいたします。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　おはようございます。

　　本日は、第９回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

　　本日提出いたしますのは、議案として、小坂町総合計画基本構想の策定、条例の制定、一部改正及び廃止８件、町道の変更、請負変更契約の締結、規約の一部変更それぞれ１件と、補正予算３件の計15件であります。いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

　　それでは、議案の審議に先立ちまして、９月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

　　初めに、「新編小坂町史」編さん事業の進捗状況と発刊の延期についてご報告申し上げます。

　　「新編小坂町史」編さん事業は、昭和50年に刊行された「小坂町史」発刊後の歩みを振り返って記録するとともに、新たな資料の発掘と調査により町の歴史を再検証するため、平成29年度に開始いたしました。

　　発刊については、町制施行65周年となる令和２年中を目途とし、学識経験者及び副町長と教育長の10名を委嘱している町史編さん委員、学識経験者や町職員等15名からなる町史編さん協力員及び編さん室職員で小坂町の自然や歴史など各分野を担当し、それぞれが資料調査を踏まえて執筆作業を進めてまいりました。

　　さきの６月定例町議会において、一般質問にお答えしたところでありますが、編さん事業の牽引者であり、小坂町の歴史の中核となる近代編の執筆者であった庄司博信さん・前編さん委員長が急逝されたことや、執筆者の方々が現地調査や聞き取り調査のほか、古文書や行政文書等を丹念に調査研究した上で執筆が進められていることなどにより、編さん作業に遅れが生じている現状にあります。

　　７月８日に開催された町史編さん委員会では、執筆の遅れを取り戻すために、分担の変更のほか、各章を通じて重複する項目の統一や削減を図ることなどが確認されたことから、分野ごとの執筆者同士の話合いで対策を講じてまいりましたが、全体的な遅れを取り戻すには至りませんでした。

　　10月28日には、町史編さん委員と協力員との合同会議を開催し、現状を踏まえた今後のスケジュールについてご審議いただき、遅れている原稿の早期入稿を図ることはもちろんながら、その状況を鑑みて工程を組み直すこととし、令和３年度内の発刊とすることが承認されました。

　　約１年発刊が遅れる予定となりましたことは誠に忍びなく、この場をお借りしておわび申し上げますとともに、何とぞご理解くださいますようお願いいたします。

　　「新編小坂町史」は、歴史を知ることで郷土愛を育み、未来へと向かう小坂町の新たな歩みを理解し、将来の礎となりうる手引きとして発刊されるものです。発刊が遅れることは残念ではありますが、その分、内容の充実したすばらしい「新編小坂町史」になることを確信しております。

　　今後とも、町内外の多くの方々に親しまれ、世代を越えて読んでいただける書籍となるよう努めてまいりますので、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

　　次に、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスについてご報告申し上げます。

　　令和２年11月２日から全国のコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して当町が発行する住民票等の証明書を取得できるサービスが開始されました。秋田県内では、これまで秋田市をはじめ大館市、鹿角市、北秋田市などがコンビニ交付サービスを行っておりましたが、町村では行っておらず、今回、小坂町が羽後町、東成瀬村と共にサービスをこの11月から開始したものであります。

　　当初、コンビニ交付サービスの開始予定は10月１日でありましたが、コロナ禍の影響により機器の搬入が遅れ、約１か月遅れのスタートとなりました。このサービス開始により、全国のコンビニエンスストアなど店内にあるマルチコピー機を利用して、住民票、印鑑証明書、所得課税証明書は午前６時30分から午後11時まで、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍附票は平日午前９時から午後５時15分まで、それぞれ取得できることになりました。

　　なお、コンビニ交付サービスを利用するためにはマイナンバーカードが必要となるため、マイナンバーカードの交付申請に向けた取組も引き続き推進してまいります。

　　次に、康楽館創建110年特別公演についてご報告申し上げます。

　　今年は康楽館が創建されて110年目を迎える年に当たるため、節目にふさわしい催しを行いたいと考え、昨年度より計画しておりました。関係者等との協議により、天空の魚影のように、地元の繁栄に貢献した人物を題材にした新しい劇をつくることに決定し、小坂鉱山発展の礎を築いた久原房之助を題材とすることにいたしました。

　　しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、４月から開始予定の常打芝居を行うことができないばかりか、康楽館自体が休館せざるを得ない状況となりましたが、特別公演についてはシナリオ作成などの準備を進めてきました。

　　そのような中、国からイベントを実施する際のガイドラインや感染防止対策が示され、康楽館の再開に光明が見えてまいりました。康楽館では特別公演の実施に向けて準備を本格的に進め、徹底的な感染予防対策を行った上で公演を行うため、康楽館独自の感染予防対策を実施しました。

　　その内容は、出演者はＰＣＲ検査を行い、陰性が確認されてから来町すること。出演者は来町後も２週間は不要な外出を控えること。康楽館の入場者数を見直し、観客の距離を取ること。館内の換気及び消毒を徹底すること。来館者の検温、手指消毒、マスク着用を徹底することなど、出演者、従業員、来場者を対象とした感染予防対策を行いました。

　　この特別公演は、常打芝居でお世話になっている下町かぶき組より10月２日から31日までの約１か月公演が行われました。この公演については、落ち込んだ観光振興対策もあり、町民の観劇料については無料とするため、康楽館に対して助成を行い、併せて町内の学校についても無料といたしました。

　　期間中の入場者は全体で3,672人、１日平均の入場数126.6人となりました。このうち町外からの有料入場者数は2,809人となっております。

　　公演内容に対しては、「鉱山の歴史が分かった」、「教科書で見た人の名前が出ていた」、「黒鉱製錬の開発が面白かった」などの声が寄せられており、いろいろな苦労がありましたが、特別公演を実施でき大変よかったと感じております。また、このことにより来年に向かっての弾みがついたものと考えております。

　　次に、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

　　去る７月22日に、議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会、学校の代表に出席いただき、小坂町雪対策連絡協議会を開催し、今冬の活動方針や除雪計画等を説明し、意見交換をいたしました。

　　今年度も、自治会内の共助により行われる除雪作業の燃料費を町が補助するなど、町民に必要とされる施策を引き続き実施していくほか、雪対策連絡協議会研究部会では、消融雪歩道の維持管理や融流雪溝の整備、間口除雪などの課題を継続して調査、研究、協議してまいります。

　　今冬の除雪体制は、昨年同様、主要路線については小坂まちづくり株式会社に業務委託し、大型除雪車が入れない狭隘路線及び一部の歩道除雪は、町が直接業者と契約して行うほか、大地自治会では本年度も自治会で地域内の除雪を実施いたします。

　　また、除雪路線・延長とも基本的には昨年と変わりませんが、これまで除雪車が入れなかった路線でも除雪が可能になった路線につきましては、要望を聞きながら対応してまいります。さらに町内道路の除雪がスムーズに進むように、国・県道を管理する秋田県との連携を、より一層深めていくよう努めてまいります。

　　町では、議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き町民にやさしい満足度の高い安心・安全除雪を目指してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

　　それでは、本日配付の町政報告のほうに移らせていただきます。

　　次に、令和２年産米の生産状況についてご報告申し上げます。

　　令和２年産の米生産については、需要に応じた米生産に生産者自らが取組を行う新たな枠組みとなる生産の目安を参考とする生産計画の３年目になりました。

　　最初に主食用米の生産状況でありますが、秋田県から示された生産の目安を基に、鹿角地域農業再生協議会で鹿角地域の生産の目安が算定され、その結果、小坂町の主食用米の目安数量は1,200ｔ、目安面積換算では229.8ヘクタール、目安率は56.2％となり、各農家には目安率に応じた個別の目安となる面積等をお知らせしました。

　　各農家には、通知した生産の目安を参考に水稲生産実施計画書を提出していただき、農林班では春・夏・秋の転作作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積は210.8ヘクタールとなり、生産の目安となる水準は達成しましたが、一部飼料用米を減らし主食用米の生産を増やした農家もあり、前年より5.4ヘクタール増えております。

　　次に、米の集荷状況についてですが、11月27日現在で１万2,689俵の集荷量となっております。農家からの予約申込み数量は１万2,332俵でありましたので、出荷率は102.9％となりました。

　　また、当町の１等米比率は11月27日現在で92.6％であります。なお、鹿角市は90.4％で、東北農政局発表の秋田県産水稲うるち玄米１等米比率は、10月末現在で91.8％となっております。

　　次に、地域応援商品券・緊急宿泊助成券の使用状況についてご報告申し上げます。

　　地域応援商品券は、７月20日現在の町民１人につき1,000円の商品券を５枚、5,000円分を全町民に交付しております。商品券の使用期間は８月１日から10月31日までとし、送付については金券であるため、世帯ごとに書留郵便で送付しております。

　　商品券の対象世帯数は、７月20日現在、2,362世帯4,928人で、最終的な受取不能者数は19世帯20人となっており、送付率は99.2％となっております。受取不能者には受取勧奨の通知を３回発送しておりますが、このような結果となりました。受取不能の理由については、遠隔地での就業や入院等による長期不在などの理由によるものと推察しております。

　　商品券を使用できる商店等については、取組事業者を募集した結果、93事業所から登録していただきました。内訳は小売業30事業所、観光業３事業所、飲食関連17事業所、宿泊関連９事業所、自動車関連５事業所、理美容関連14事業所、建設設備関連15事業所となっております。

　　使用状況については、小売業での使用が多く全体の88％となっております。結果として、送付枚数２万4,640枚中２万4,243枚が使用され、使用率は98.4％となっております。

　　また、緊急宿泊助成券については、使用期限を11月末とし、12月は精算手続期間で、実績については現在取りまとめ中でありますので現状をご報告いたします。

　　緊急宿泊助成券は、北東北三県の方を対象に１人最大２枚まで応募できるものとし、5,000円券5,000枚を抽せんにより交付しております。

　　抽せんの状況は、１万1,085通の応募があり、８月３日と８月17日の２回に分けて抽せんを行い、当選者2,514人を決定しております。ほとんどの方は２枚の希望がありましたが、一部で１枚を希望する方がありました。

　　11月末現在の宿泊助成券の利用状況は、十和田湖地区で4,444枚、その他の地区で61枚、計4,505枚が利用され、利用率は90.1％となっております。

　　なお、落選者につきましても、まちづくり株式会社と連携し、康楽館の入場料相当を無料とするキャンペーンを実施いたしております。落選通知はがきが康楽館の入場料分の無料券となり、その分を町が助成する措置を講じております。この助成措置による来場者は653人となっており、一定の誘客効果が現れたものと考えております。

　　次に、民間との包括連携協定についてご報告申し上げます。

　　１つ目は、12月７日に締結しましたヤマト運輸株式会社との連携と協力に関する協定についてであります。

　　ヤマト運輸株式会社とは、平成25年６月19日付けで災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定を締結し、大規模災害時の応援協力について円滑に実施されるよう取り組んでまいりました。今回の包括連携協定は、地域の活性化に向けた地域づくりや人づくりについて、さらに連携・協力を推進すべく、物流・人流、地域活性化、広報・魅力発信、災害対策などの知見やノウハウを活用し、９項目について協定を締結し、協働で取り組むことができるものと思っております。

　　２つ目は、日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定についてであります。

　　この協定につきましては、今年３月13日に締結しておりまして、地域活性化及び住民サービスの向上に資する協定となっております。これまでも小坂郵便局とは地域見守り活動、道路損傷や不法投棄の情報提供、防災のそれぞれに協定及び覚書を交わし、住民が安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組んでまいりました。

　　これらの項目に、地域の経済活性化を新たに盛り込み、小坂・七滝・花輪郵便局との包括的な協定を締結することで郵便局との連携が強化され、安全・安心なまちづくりの推進が図られると思っております。

　　いずれの協定も、お互いの人的・物的資源を有効に活用して、より魅力ある地域を目指し、小坂町の活性化につながるものと確信しております。

　　次に、手づくり郷土賞の受賞についてご報告申し上げます。

　　このたび、国土交通省の手づくり郷土賞で、小坂鉄道保存会の活動が、全国から応募のあった32件（一般部門27件、大賞部門５件）の中から３件選定された大賞部門に認定されました。

　　手づくり郷土賞は、地域の個性・魅力を創出し、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を広く募集・発掘し、これらの好事例を広く全国に紹介することにより、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目的として、昭和61年度に創設された国土交通大臣表彰で、今年で35回目を数えます。

　　手づくり郷土賞の受賞は、平成13年度に明治百年通りがフラワーボランティアの会や康楽館友の会の活動が評価され、地域整備部門を受賞して以来２回目で、明治百年通りでの観光トロッコの運行など、継続的に魅力ある地域の実現に寄与している活動が評価され、今回の受賞につながったものであります。この受賞を契機に、より一層のにぎわいづくりと通りの魅力アップを目指してまいりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

　　以上で、12月定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　次に、教育委員会教育長。

〔教育長　澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君）　おはようございます。

　　それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

　　初めに、教育委員会事務の点検・評価についてご報告申し上げます。

　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことが義務づけられております。

　　小坂町教育委員会におきましても、令和元年度について法律の趣旨にのっとり、教育委員会事務の点検及び評価を行いました。内部評価を実施し、外部評価者から意見をいただいた結果、36事業のうち、「期待した効果が得られた」が23事業、「おおむね期待した効果が得られた」が11事業、「期待した効果を下回った（向上の余地あり）」が２事業となりました。

　　この評価を踏まえ、各事業の課題について改善への取組を行い、より一層効果を高めるため実施方法を検討してまいります。また民間との役割分担を踏まえた町の関与について、検討が必要な事業の見直し等、改善へ向けて取り組んでまいります。

　　次に、11月16日に開催しました坂中議会についてご報告申し上げます。

　　小坂中学校生徒が町の活性化と将来について考え、ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志を持つ機会とするため、坂中議会を開催いたしました。平成29年以来２回目となります。生徒は関係機関への取材や町総合計画のアンケート調査の分析などから、入念に準備を進めてきました。

　　今回は、「アカシア大橋へのバンジージャンプの設置、青森県とタイアップしたミステリーツアー」、「福祉施設などを町中心部へ集中させる高齢者特区の推進」、「アカシアハチミツを活用した町の活性化」、「イベントによる地域の活性化」の４つについて質問、提案がなされました。どのグループも、資料を集め、分析し、真剣に町の活性化について考えていることが伝わってきました。また、中学生の豊かな発想による斬新な提案にも驚かされました。

　　今回の提案については、財政面だけでなく様々な制約はありますが、アイデアはすばらしいものがあります。このふるさと小坂町を思う気持ちを大切に持ち続けてほしいと願っております。

　　教育委員会では、未来の町の担い手を育成するため、今後ともふるさとキャリア教育の推進に力を入れてまいります。

　　以上で、12月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

○町長（細越　満君）　すみません、今、町政報告の中で一番最後の手づくり郷土賞の受賞についてのところで、手づくり郷土賞の受賞は平成18年というところを平成13年と話したようですので訂正させてください。すみません、お願いいたします。

────────────────────────────────────────────

◎一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告

○議長（目時重雄君）　日程第４、一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について町長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　小坂町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査についてご報告申し上げます。

　　９月議会において、菅原明雅議員より一般質問のありました（仮称）十和田湖再生プロジェクトの設立についての提言に対する対応方針等についてであります。

　　１点目の十和田湖の道の駅に秋田犬を置く件であります。

　　現在、十和田湖に建設中の道の駅でありますが、施設内に秋田犬を常時展示するスペースが確保できないことと、常時展示するためには犬のストレス軽減のため交代用の予備犬を多数確保する必要があります。この見込みがないため、現状では実施する予定はございません。

　　２点目の和井内貞行業績コーナーの設置と夫婦像の建立の件であります。

　　現在建設中の道の駅には、十和田湖の四季、小坂町の観光、ひめますの紹介を行う展示スペースを設置する予定としております。ひめますの紹介については、ひめますふ化場に隣接していることもあり、それを主体とした展示にしたいと考えております。特にひめますの人工ふ化に業績のあった和井内貞行については、功績の紹介と合わせて、遺族より借用している遺品の展示を行う予定としております。また、夫婦像の建立については、このたびの道の駅整備は国庫補助事業であるため様々な制約がありますので、これとは別に考えるべきものと考えております。

　　３点目の遺跡としての旧和井内ふ化場の整備についての件であります。

　　旧和井内ふ化場は、現在の和井内ふ化場の北側、大川岱寄りにあり、和井内貞行が最初にふ化事業を行った施設です。この施設は十和田湖の発展を語る上では大変歴史的価値があり、町文化財として指定し案内板等の設置をしております。この旧ふ化場は現在のふ化場により管理されておりますが、ふ化場敷地内で防疫管理が必要であるため、見学には立入り許可が必要です。将来的には観光利用ができるようにしたいと考えておりますが、整備時期については今のところ見通しが立っておりません。

　　４点目の桟橋の改築についての件であります。

　　和井内地区の桟橋の所有は秋田県であり、以前、整備について打診したところ、「使用していない施設については解体する意向である。」との回答を得ております。しかし解体すると再設置が困難であるため、町での活用法が決まるまでの間、解体を休止していただいております。老朽化により釣り客の安全が確保できない点につきましては、桟橋の使用目的から外れており、進入禁止措置を講じたいと考えております。

　　５点目のボート、カヌーなどの係留についての件であります。

　　和井内地区の桟橋は、遊覧船の発着を目的としたもので、湖面よりかなり高い位置にあります。そのためボートやカヌー等の係留に適さない構造である上、すぐ隣にはひめますの遡上地点でふ化場の作業場所でもあるため、付近での一般のボート・カヌー等の係留については不適当であると考えております。

　　６点目のひめますふ化場への遡上についての件であります。

　　秋のふ化場へのひめます遡上は、一度はご覧になるべき光景だと考えております。ふ化場へ遡上する水路は、湖面からふ化場内まで国道横断部分を除き開渠となっており、直接目視できる状況であります。ただし、水路が国道のすぐ脇を走っているため、交通事故や転落の危険性があり、積極的にＰＲできない状況です。

　　７点目の水陸両用バスを置くことについての件であります。

　　過去にも民間資本による同様の計画があり、その計画を取りやめた経緯がありました。今回改めて環境省に確認したところ、「湖面へ進入するスロープを設置することになり、湖岸の現状変更の手続が必要である。環境省としては特別保護地区であり、文化庁でも特別名勝及び天然記念物としているため、湖岸の現状変更はかなりハードルが高い。」との回答をいただいております。また「十和田湖は河川の一部であるため、河川管理者である県や漁業組合の同意が必要であるため、不可能に近いと考える。」との意見を頂戴しております。

　　８点目の道の駅での日用品、特産物の販売についての件であります。

　　建設中の道の駅は、令和５年のグランドオープンを目指しており、その管理については指定管理を予定しております。指定管理者の募集条件に、地域特産物や飲食提供に加えて、日用品の販売も条件とする予定であります。

　　９点目の外輪山登山道、西湖畔歩道の整備についての件であります。

　　外輪山登山道、西湖畔歩道は秋田県の施設であり、町が管理を委託されております。町は毎年、刈払いや小破修繕を行っておりますが、案内看板の老朽化や破損箇所の増加により、抜本的な整備を県にお願いしております。しかし県でも全長が長い等の理由により整備に着手できないようであります。今後も引き続き整備を要望してまいります。

　　10点目の十和田湖振興に特化した地域おこし協力隊員の採用についてであります。

　　現在、移住定住コーディネーターとして活動している地域おこし協力隊員が１名おりますが、移住定住の業務のほかに、十和田湖をはじめとした小坂町内外の動画をユーチューブに掲載して発信していることから、新たに地域おこし協力隊員を採用する予定はございません。

　　11点目の十和田湖応援隊の設立についての件であります。

　　十和田湖でのイベントの際には、青森県側、秋田県側の十和田湖地区の住民等が協力し合い、ボランティアでイベントを盛り上げていただいております。しかし、イベントごとに実施主体が異なっているため、考え方にそれぞれ違いがあります。そのため十和田湖応援隊を組織化し一律的に応援することとせず、それぞれのイベントの目的に合ったボランティア募集を実施主体に提案してまいりたいと考えております。

　　12点目の旧十和田小中学校を活用したテレワークのＩＴ企業などの十和田湖地区への誘致についてであります。

　　旧十和田小中学校は、平成23年３月の閉校から９年が経過し老朽化が著しい状況であり、新たに活用するためには多額の改修経費が必要となります。このことから十和田湖地区にこだわらず、小坂町内へのＩＴ企業などの誘致については取組が必要であると考えております。

　　以上で報告とさせていただきます。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１１７号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第117号　小坂町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第117号　第６次小坂町基本構想の策定について提案理由をご説明申し上げます。

　　町では、平成22年12月定例会において議決いただきました基本構想に基づき、「“ひと”と“まち”が輝く躍動する小坂～十和田湖と鉱山文化　人と自然にやさしい環境が新しい時代を築く～」を将来像としたまちづくりを実現するため第５次小坂町総合計画を策定し、平成23年度から各種施策に取り組んでまいりましたが、この計画が本年度令和２年度に最終年度を迎えることから、小坂町議会の議決すべき事件を定める条例第１号の規定に基づき、新たな基本構想を提案するものであります。

　　日本では、平成20年をピークに人口は減少局面に入っており、特に当町のような地方においては、若者が東京圏へ転出する東京への一極集中化や出生数の減少により、人口減少が著しく進行し、地域活力の低下にとどまらず、地域社会の存続そのものが懸念されています。

　　このことから、人口減少に歯止めをかけ、町民が安全安心で幸せに暮らすことができる持続可能なまちづくりを実現するために、町の現状や課題を検証するとともに、町民の新たな期待や意向を把握し、あらゆる角度からの行政運営全般の総点検によって、町民と行政が一体となった、力強く魅力ある新しいまちづくり計画を策定する必要があります。

　　第６次小坂町基本構想の策定に当たりましては、第５次小坂町総合計画の評価を行うとともに、現在の小坂町や日本を取り巻く社会情勢等を分析し、また町民が望むまちづくりに重点を置き、町民へのまちづくりアンケートの実施、各種団体の代表者からなるまちづくり委員会及び町内在住の高校生公募委員からなるまちづくり未来委員会から、まちづくりへ対する提言をいただき、町民が創り上げる総合計画を目標として作業を進めてまいりました。まちづくり委員会及びまちづくり未来委員各位においては、策定に当たり、ご尽力いただいたことにつきまして、この場を借りてお礼を申し上げます。

　　庁内においては、各班の担当者からなるワーキンググループを組織し、素案などにつき、まちづくり委員会へ意見を諮ることを繰り返し、最終的に政策調整会議、庁議で確認するといった全庁を挙げての体制で取り組んでまいりました。このたびの新たな基本構想は、町民と行政が共に知恵を出し合い策定した計画であると自負しております。

　　それでは、基本構想の内容についてご説明申し上げます。

　　本町は、十和田湖をはじめとする自然と共生する豊かな環境や、鉱山の町としての近代化産業遺産など、「人」、「自然」、「文化」の様々な魅力が、現在のまちや暮らしの中に共有財産として受け継がれております。こうした魅力を地域の個性としてまちの発展に生かし、町民と共有しながら、「これからも住み続けたい」という誇りとして未来へ継承していくために、町民とともに目指すまちの姿として、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を将来像としております。

　　基本構想は、将来像に掲げるまちづくりを実現するため、１、健やかに自分らしく生きるまち、２、豊かな心と未来を育む人づくりのまち、３、にぎわい・活気を興すまち、４、自然とともに、これからも暮らし続けたいまち、５、ともに明日を築くまちの５つの基本目標を掲げております。

　　基本目標については、まちづくり委員会及びまちづくり未来委員会の提言から、健康、人材育成、躍動・成長、自然、住み続けたいまち、町民のためのまちづくりなどのキーワードを導き出し、基本目標を定めております。

　　１つ目の基本目標「健やかに自分らしく生きるまち」では、保健・医療・福祉施策７項目の取組方針を定義しております。

　　２つ目の基本目標「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」では、教育・文化施策５項目の取組方針を定義しております。

　　３つ目の基本目標「にぎわい・活気を興すまち」では、産業振興施策４項目の取組方針を定義しております。

　　４つ目の基本目標「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」では、生活環境施策６項目の取組方針を定義しております。

　　５つ目の基本目標「ともに明日を築くまち」では、住民協働・行財政施策４項目の取組方針を定義しております。

　　以上、５つの基本目標による各施策において、国連が定める持続可能な開発目標、いわゆるＳＤＧｓの理念を取り入れつつ、基本構想のまちづくりを実現してまいります。

　　また基本構想は、小坂町振興計画審議会条例に基づき、10月29日に小坂町振興計画審議会へ諮問し、３回の審議を経て、11月27日に妥当であるとの答申をいただいております。

　　なお、議決事項ではありませんが、この基本構想を基に基本計画を策定し、今後のまちづくりに取り組むこととしております。

　　このたびの基本計画については、第２期の総合戦略と一本化して策定し、町民に分かりやすく、そして協働の推進とともに、人口減少に歯止めをかけ持続可能なまちづくりを実現するための計画といたします。

　　各施策については、目標値として目指す目標を定め、総合計画の進捗状況と成果を町民へ分かりやすく示すものとしております。また目標値の達成度を毎年度確認し、次年度の政策や事業に反映させていくものとしております。

　　基本構想の詳細につきましては、９月定例会会期中に開催いたしました議会全員協議会にて説明させていただきましたが、基本構想及び基本計画は、小坂町の全ての個別計画の最上位計画となり、まちづくりの指針となるものであります。

　　町民に対し周知・啓発の上、ともに将来像に掲げた未来を実現していきたいと考えておりますので、第６次小坂町基本構想の策定に対しまして、慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第117号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第118号　小坂町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第118号　小坂町公共施設等総合管理基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　当町における公共施設等については、平成29年３月に小坂町公共施設等総合管理計画を策定し、平成28年度から令和27年度までの30年間を計画期間とした総合的かつ持続的な取組方針を定めているところであります。

　　公共施設等の老朽化対策に係る財政負担について、今後の持続的・安定的な財政運営を維持していくためには、事業費の平準化が必要となります。

　　本条例案は、これらに対応する財源に充てるため制定するものであり、積み立てられる基金は公共施設等の整備のみならず、改修や統廃合・除却に活用し、町民が安心して利用できる公共施設を提供してまいります。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私から小坂町公共施設等総合管理基金条例の制定について、詳細説明をいたします。

　　町長の提案理由の説明にありましたとおり、公共施設等の整備や改修、除却に係る費用に備え、今後、想定される老朽化対策や更新等に伴う解体等に係る財政負担を軽減するため、本基金を制定するものであります。

　　本条例案につきましては、第１条に設置の目的、第２条においては積立額を定めております。その額については毎年度の予算で定めるものとしております。

　　第３条から第５条においては、基金に属する現金の管理方法、運用収益の処理、繰替運用について定めております。

　　第６条には、基金の処分目的を定めており、公共施設等の整備には更新や統廃合を含むものとしております。そのほか修繕や維持補修のための改修、解体など除却に係る経費にも基金の活用を図ることができるようにしております。

　　第７条は、条例で定めるもののほか、基金の管理に必要な事項を町長が別に定めることとしております。当町においては康楽館をはじめとした観光関連施設、定住促進住宅などの公営住宅、図書館などの文教施設など、数多くの公共施設を有しております。更新、統廃合などを計画的に行うことで財政負担を軽減、平準化していかなければなりません。またこれら施設の長寿命化や利用状況の変化に対応していくためにも、小坂町公共施設等総合管理基金を活用し、安心して利用し続けられる公共施設の提供に努めてまいりたいと考えております。

　　なお、基金の積立てにつきましては、令和３年度において公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを国から求められていることから、令和４年度以降の公共施設等の整備に対して、５年で約５億円程度を目標に本年度から積立てを行い、計画的な整備を進めていきたいと考えております。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　鹿兒島議員。

○８番（鹿兒島　巖君）　現在の公共施設等の状況をみると、こういった対応が必要だろうと思います。前段申し上げながら、ちょっと確認ですが、目標額としては５億円程度と今言いましたか。

○総務課長（山崎　明君）　はい。

○８番（鹿兒島　巖君）　５年くらいで積み立てるということは、１年１億円ぐらいの予定でということにするのか、それとも当初もう少し２億円とか３億円積んでおいて、あとの５億円というような形で少しずつ年度でやっていくのか、均等的にやるのか、それとも積立て方の方法ね、ちょっとそれについて考え方をお聞かせください。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　一応、私のほうからは、まず５年間で５億円程度ということでお話を申し上げました。ただ、町の今の財政状況からいきますと、なかなか毎年１億円というのもかなり厳しいかなと思っています。その年々で状況で、例えば交付税が多く入ってくるとか、あと例えば今言った動産の収益が多くて税収が多く入るとか、そういう時期においては少し余計目に積立てをしていきたい。ただ、毎年度１億円というのはまず目標にしながら、その年によって若干増減はありますけれども、まず５年ぐらいで５億円は目指して、今５億円と申し上げますけれども、実際は多分５億円以上かかるものと思われます。なので、まず目安として５億円と。今後まず状況を見ながら積立てを増していくというふうに考えたいと思っております。

○議長（目時重雄君）　小笠原議員。

○９番（小笠原憲昭君）　これまでも財調とか減債基金の場合は積立てをするということで、ある一定のルール化を図ってきたというふうに私は思っております。ですから今、鹿兒島議員が言われるように、一定の目標というものに向かって、きちんとやっぱり取り組むという姿勢がなければ、あるときにはこちらの財布が豊かだから寄せられるよと。だけれども容易でないから今年はやめますよということになると、私はこれは計画的にいかないのでないか、そういう心配、懸念があるわけです。ですからルール化するということでいけば、５年間で５億円ということをきちんと担保するというそういう強い意識がないと私は駄目だと思うのですよね。ですから最低限、毎年１億円は積み立てるのだというふうな強い決意のルール化が必要でないかというふうに申し上げたいのですが、今のことについては総務課長、いかがですか。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　議員がおっしゃられるとおりに、毎年１億円ずつ積み立てるのだという気持ちで取り組まなければならないものとは考えております。ただ、先ほどお話ししましたとおり、財政状況もかなり緊迫して大変な部分もありますし、あとの財政調整基金も現在10億円、まずあります。今後も最低限やっぱり10億円はキープしていきたいということも考えておりますので、その辺との調整もございますので、その辺は考慮いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第118号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第118号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１１９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第119号　小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第119号　小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　近年の情報化社会への変化と技術の進展に伴い、電子化された情報が利用されるなど、新たな形での個人情報の管理・運用機会が増えてきております。

　　本議案は、こうした社会変化に対応し、本人の同意がある場合や、他の法令に定めがある場合などに限って、インターネット等で結合された電子情報機器での個人情報の提供を可能にしようとするもので、従来の厳正な情報管理の下、利便性と公益性の向上を図ろうとするものであります。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私のほうから詳細につきまして説明をいたします。

　　議案審議の参考の１ページをお開き願いたいと思います。

　　現在の条例におきましては、地方公共団体が保有する個人情報を地方公共団体以外の者が随時入手しうる状態にする、いわゆるオンライン結合については制限をかけておりますが、個人情報保護審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると認める場合などにはオンライン結合を認めているということになっております。平成29年には、国からＩＴの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合整備については見直しを行うよう助言されております。

　　今回は、これを踏まえまして本人の同意があるとき、法令等に定めがあるとき、出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき、個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、国または他の地方公共団体に提供するときについては、個人情報保護審議会の意見を聞かなくても提供できるものとするものであります。

　　以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第119号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２０号～議案第１２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第120号　小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第９、議案第121号　特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第122号　小坂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを、関連がありますので一括で議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第120号　小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第121号　特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第122号　小坂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

　　議案第120号の小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

　　内容は、費用弁償の旅費の宿泊料を実情に合わせた額に改定したいというものであります。現行の額は平成４年４月１日に改定したものですが、甲地方１万2,000円を１万3,000円に、乙地方１万500円を１万1,500円に改定するものであります。

　　議案第121号の特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

　　内容は、旅費の宿泊料の改定であり、理由は議案第120号と同様となります。こちらも現行の額は平成４年４月１日に改定したものですが、甲地方１万2,OOO円を１万3,OOO円に、乙地方１万500円を１万1,500円に改定し、また語句の整理を行うものであります。

　　議案第122号の小坂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

　　内容は、国内旅行における旅費の宿泊料の改定であり、理由は議案第120号と同様となります。こちらも現行の額は平成４年４月１日に改定したものですが、甲地方１万1,000円を１万2,000円に、乙地方１万円を１万1,000円に改定するものであります。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私から詳細について説明をいたします。

　　ただいま町長から説明がありましたとおり、議案第120号、121号、122号の条例改正につきましては、宿泊料について見直しを行うものであります。現行の金額につきましては平成４年４月１日に改正したものでありまして、28年経過し実情と合わなくなっていることから改正するものであります。

　　議案審議の参考の３ページをご覧いただきたいと思います。

　　北鹿地区の５市町村と秋田県の現行の宿泊料を掲載しております。県外の甲地方、乙地方の区分のある市、ない市村がありますが、県外、県内のいずれも他の市村に比べて低くなっております。このことから議員、特別職、職員とも、県外、県内それぞれ1,000円をアップするものであります。

　　議案に戻っていただきまして、議案第120号の議案をご覧ください。

　　附則におきまして、この条例の施行日は令和３年４月１日としております。

　　議案第121号、122号の附則におきましても、施行日は令和３年４月１日としておりますが、附則第２項におきまして令和３年４月１日以後に出発する旅行及び同日前に出発する旅行について、４月１日以後に完了する旅行のうち、４月１日以後の期間に対応する分については改定となった宿泊料を適用し、４月１日前の期間に対応する旅行については従前の宿泊料を適用することとして附則で定めております。

　　以上で私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　これより議案第120号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第120号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第120号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

　　続いて、議案第121号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第121号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第121号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

　　続いて、議案第122号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第122号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第122号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第123号　小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第123号　小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例は、小坂町に新たに賃貸住宅等を建築される方に対して、当該賃貸住宅等の固定資産税の５年間分を減免することにより、民間活力を利用した賃貸住宅等の建設を促進し、移住定住者向けの住宅需要や町外通勤者の町内定着を目指そうとするものであります。

　　本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和２年３月31日に公布されたことに伴い、条例の第２条第２項にあります対象賃貸住宅の登記完了期限をさらに２年間延長し、令和４年３月31日までに改めるものであります。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私から詳細について説明いたします。

　　この条例の一部改正につきましては、令和２年３月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき速やかに改正する必要がありましたが、失念により今議会への提案となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

　　このことから、この条例の適用年月日を令和２年４月１日として提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

　　なお、現在のところ、この条例の適用となる申請等はございません。

　　以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第123号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第12、議案第124号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第124号　小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本条例の一部改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年９月４日に公布されたことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の条文を整理したものであります。

　　主な改正点は、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の引上げと、これに合わせた規定の整備であります。

　　詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（安保明彦君）　私から説明させていただきます。

　　議案審議の参考の５ページをご覧いただきたいと思います。

　　今回の国民健康保険税の条例の見直しにつきましては、１の概要としまして令和３年１月１日施行の個人所得課税の見直しについて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことになっておりますので、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものでございます。

　　具体的には、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計額から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるということにするものでございます。

　　なお、施行期日は令和３年１月１日から施行するとなりまして、適用につきましては令和３年度分以後の国民健康保険税について適用することとなります。

　　以上でございます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第124号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第13、議案第125号　記号式投票に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第125号　記号式投票に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本議案は、小坂町長選挙の投票方式の見直しに伴い関係条例を廃止するものであります。小坂町長選挙の当日の投票は、候補者氏名の印刷された投票用紙に○の記号を表す印をつける記号式投票となっていますが、近年増加している期日前投票や不在者投票では、候補者の氏名を直接記入する記名式となっているため、投票方式の見直しを図り、他の選挙と同様に記名式投票に統一しようとするものであります。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私から詳細について説明をいたします。

　　ただいま町長からご説明がありましたとおり、小坂町長選挙での投票方式の記号式投票を廃止するものでございます。

　　小坂町長選挙においての期日前投票では、記号式投票用紙の準備が物理的にできないことから、候補者氏名を記入する投票用紙を使用していて、記号式の投票用紙は投票日当日のみの使用となっております。このことから開票時には記号式投票用紙と候補者氏名を記入した投票用紙が混在していて、投票用紙の確認作業に時間を要しております。事務の簡素化、開票事務の安全・明確化、経費の節減などの観点を総合的に判断し廃止するものであります。

　　また、近隣の市町村では大館市や上小阿仁村などが記号式投票を行っておりますが、県内をみますと既に条例を廃止した市町村も多くございます。なお、選挙管理委員会においてもこの条例の廃止に対して承認をいただいております。

　　以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第125号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第125号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第14、議案第126号　町道の変更についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第126号　町道の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本議案は、道路及び土地の使用形態の変化により、その他町道１路線を変更しようとするものであります。これにより、その他町道が168.5ｍ減り、198路線10万5,573.9ｍとなります。

　　詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（窪田圭一君）　それでは、町道の変更について説明申し上げます。

　　別冊となっている町道路線認定調書の１ページをお開きください。

　　今回変更する路線は、その他路線の路線番号163番の中通り線です。

　　次のページの図面をご覧ください。

　　この路線は、旧東渡ノ羽社宅団地内を南側の旧長井堂菓子店があった地点、現在のＪＯＧＭＥＣがあるほうを起点として、川通りの青島商店のところまでを南北に結ぶ路線です。起点側から向陽線との交差部分までの区間、図面の青い部分は、以前から関係者以外の通行ができなくなっておりました。また現在はＤＯＷＡホールディングスが新たな社宅を建設していて、今後も町道として供用することがないために、この区間の168.5ｍを廃止して、起点を向陽線との交差部分、図面の赤丸の部分に変更し、路線延長を178.2ｍに短縮しようとするものです。この変更により町道全体の延長は225路線で15万8,172.4ｍとなります。

　　以上、簡単ですが町道の変更についての説明といたします。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第126号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第126号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第15、議案第127号　和井内エリア観光拠点施設建設工事の請負変更契約の締結についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第127号　和井内エリア観光拠点施設建設工事の請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

　　今回の請負変更契約は、去る５月19日の第３回町議会臨時会において、議案第55号として議決いただきました工事請負契約について、契約金額に2,515万9,200円を増額し、３億6,175万9,200円として変更契約を締結しようとするものであります。

　　詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（窪田圭一君）　それでは、和井内エリア観光拠点施設建設工事の請負変更契約の締結についての詳細の説明を申し上げます。

　　この工事は、国の補助事業ですので、補助内示を受けている額までの範囲で現場精査の結果により必要となった工事を追加するものです。

　　変更の内容は、議案審議の参考の９ページにある図面をご覧いただきながら説明させていただきます。なお、変更金額は万円単位でまとめて記載してあります。

　　図面の左上のほうから時計回りに説明します。

　　まず、基礎工事と敷地掘削の結果、アスファルトやコンクリートなどの埋設物や障害物の撤去、移設などが必要となりました。その追加分が345万円。建築確認申請で内装制限の適用を受けたことにより、内装を不燃素材に変更した分が453万円。外灯工事を設計に入れておりましたけれども、翌年度以降に繰り延べした分が639万円の減額です。

　　右のほうに移ります。ポーチ部の開放予定だった入口に自動ドアの設置を追加した分で277万円。

　　下に移ります。厨房及びお土産コーナーへのエアコン設置分で242万円。

　　左のほうに移ります。環境省所管の補助事業として木質バイオマスボイラー導入事業が採択になったことに伴いまして、熱源をトイレの通路の融雪及び内部暖房へ利用するための配管などを追加する分として744万円、災害発生時に自立発電・運用するための暖房自動制御の見直し変更を追加した分として896万円。

　　最後に、図面の中に記載している部分です。ボイラー室及びポーチ部に換気扇、換気ダクトを追加した分として198万円。

　　以上、合計で2,516万円の増額変更となります。工事は現在６割程度の進捗で、おおむね予定した工程どおりに進んでおります。これから積雪期に入りますが、工期内の完成を目指して引き続き事故のないように努めてまいりたいと思います。

　　以上、和井内エリア観光拠点施設建設工事の請負変更契約の締結についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

　　小笠原議員。

○９番（小笠原憲昭君）　これは、国のほうでお金を出してくれるという事業の中で取り組まれるものですか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（窪田圭一君）　はい、そうです。

○議長（目時重雄君）　小笠原議員。

○９番（小笠原憲昭君）　そうだとしても非常に理解しがたいのは、例えば工事をやっていく支障物件が出てきたと。支障物が出てきたから、それについて契約変更していくというふうな中身だと私は理解できるのですが、この中身を見ますと換気扇とか換気ダクトの追加が必要であったとか、それから建築確認の申請したときに不燃物に変更しなければならないとかというのは、当初の設計段階できちんと精査すれば分かることでないですかと言いたくなるわけですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（窪田圭一君）　換気扇等の設置につきましては、まず図面の左側のほうの部分は当初除雪車の車庫の予定にしておりましたので、そこの部分、全く換気扇などの設置は考えておりませんでした。ボイラー室になりましたので必要になったものです。

　　それから、右側のほうのポーチの部分は当初開放の予定でした。こちら、扉を全部つけて部屋のように使用するということで、先ほど説明申し上げましたとおり自動ドアを設置して閉鎖の区域になってしまいますので、そちらに換気扇の設置が必要だということでございます。

○議長（目時重雄君）　小笠原議員。

○９番（小笠原憲昭君）　そうしますと、いろいろ工夫した中でこういうふうにあったほうがいいという状況が生じてきたためにいろいろな支障があって、こういう変更をしていかなければならないと、こう理解すればいいのですか。

　　私が思うには、例えば自動ドアとかを設置すると、行く行くこれは自動ドアですと管理をまたきちんとしていかなきゃいけないという問題が発生してくるのでないかと。要は維持管理していくためのランニングコストがまたかかってくる。そういう経費はまた今後、国がちゃんと面倒見ていただけるのですか。

　　私らから見ると、自動ドアというのは非常に簡便でいいものには考えるのですが、後々の管理を考えると、すごく負担がかかっていくものになりかねないと危惧しているわけです。最近はいろんな設備があって、自動ドアでなくても利便性がすごく図れるものも開発されてきていると伺っておりますので、こういう方法を取るというのは私はあまり賛成できないほうなものですから、こういうことに変更していくのはいかがなものかなと言いたくなるわけです。この点、建設課長さん、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（窪田圭一君）　当初は、通常の手で開けるサッシを予定しておりましたが、今般のコロナの影響で、多数のお客様がドアに手を触れなくてもいいようにということで、コロナ対策の観点で全部自動ドアにするという変更にしてございます。議員おっしゃるとおり、ランニングコストについては国の経費の負担はありませんので、町の負担となることになります。

　　それから、先ほど説明１つ漏れましたけれども、内装を不燃素材に変更したというのは、内部の使用の形態が当初定まっておりませんでした。厨房部分だけは不燃の素材を使用することにしておりましたけれども、建築確認で審査を受けた結果、フリースペース等のほうも区切り、仕切りがないための開放区間でしたので、そちらのほうまで全部不燃素材にしなさいという指示を受けましたので、それで不燃素材使用した部分が増えて増額となっておりました。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第127号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第127号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第16、議案第128号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第128号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

　　構成団体であります能代市山本郡養護老人ホーム組合が、能代市及び藤里町の脱退に伴い、令和３年４月１日から三種・八峰養護老人ホーム組合へ名称を変更するため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

　　以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。

　　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第128号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第128号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

　　これより昼食休憩に入らせていただきます。

　　再開は午後１時からとします。よろしくお願いいたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（目時重雄君）　午前中に引き続き、会議を再開いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１２９号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第17、議案第129号　令和２年度小坂町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第129号　令和２年度小坂町一般会計補正予算（第９号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　今回の一般会計補正予算は、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金や十和田湖和井内エリア整備事業の追加事業などに係る経費を追加したほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった事業や行事に関する経費の減額調整を行っております。

　　歳入においては、事業の執行に伴う国県支出金等の確定などに伴う財源調整を行っております。

　　その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,784万9,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を49億8,138万4,000円にするものであります。

　　第２条の債務負担行為の補正においては、「新編小坂町史」の発刊の延期に伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。

　　また、第３条の地方債の補正においては、十和田湖和井内エリア整備事業の起債限度額を変更するものであります。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、一般会計補正予算（第９号）の詳細について説明いたします。

　　歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。

　　あわせて項目ごとに係る歳入についても説明いたします。

　　まず、１款１項１目議会費では、研修会等の中止により旅費及び負担金を減額しています。

　　２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の22節の震災復興特別交付税過年度返還金は、平成30年度に実施した東北観光復興対策事業に係る小坂町負担金分の精算について平成31年度で処理できなかったことから、２万4,000円の返還を求められたものであります。

　　４目財産管理費です。10節の修繕料は、町管理地のマンホール蓋交換分を措置しました。12節の業務委託料は、地籍図及び修正図の加除経費の不足分を追加しています。

　　５目企画費です。14節の施設補修工事費の減額は、細前田自治会館塗装工事費の精算によるものです。18節の生活バス路線運行費等補助金2,267万4,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は、上向七滝線分294万6,000円、花輪線1,522万9,000円及び大館線449万9,000円となっています。前年度との比較では全体で647万8,000円の増となっていて、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減が大きな要因となっております。住宅購入・改修費補助金は、６月補正において２件分120万円、９月補正においても３件分180万円を追加し、８件分480万円を予算措置しておりますが、申込み件数の増に対応して、今回の補正で90万円を追加するものです。

　　財源内訳欄の国県支出金の146万円は、上向七滝線に係る国及び県からの補助金です。

　　６目電子計算費です。12節の業務委託料は、川上・七滝公民館でのＬＡＮケーブル敷設に係る分です。18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、高齢者医療制度見直しに係るシステム改修分177万1,000円と介護報酬改定等に伴うシステム改修分79万8,000円に係るものです。

　　財源内訳欄の国県支出金の103万9,000円は、両システム改修に係る国庫補助金です。

　　８目バス運行費では、財源振替として当初予算で見込んでいた町営バス野口線の地域公共交通確保維持改善事業補助金の確定により84万6,000円を減額し、県補助金が新たに対象となったことから47万6,000円を追加した結果、37万円の減額となったものです。

　　９目町史編さん費です。「新編小坂町史」の発刊年を令和３年度に延長したため、令和２年度発行予定として計上していた経費について減額しています。11節の通信運搬費は寄贈分の送料、筆耕料は町史編さん委員及び協力員分、12節の業務委託料は印刷製本分です。

　　財源内訳欄のその他の80万円の減額は、「新編小坂町史」の販売収入を見込んでいたものです。

　　10目特別定額給付金給付費です。８月19日で申請受付が終了し、事務費及び給付金についての精算が終了したことから、それぞれの項目で減額しています。特別定額給付金については、対象世帯数2,362世帯のうち2,355世帯99.7％が申請し、このうち３世帯が辞退したことから、2,352世帯に対して４億9,320万円を支給しています。なお、未申請は２世帯２人、死亡により受給権がなくなった方は５世帯５人となっています。

　　財源内訳欄の国県支出金の減額は、事務費及び事業費の精算により、歳出と同額となっております。

　　４項選挙費、１目選挙管理委員会費です。８節旅費は、選挙管理委員会の視察研修中止による減額です。４目秋田県知事選挙費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について県から新たに交付されることになり、歳入と同額を措置しています。

　　６項１目監査委員費では、東京都での研修会中止により、計上していた旅費を減額しています。

　　３款民生費、２項児童福祉費、２目児童運営費です。18節の保育補助者雇上強化事業補助金は、今年度の実績がないため146万4,000円を全額減額しています。保育環境改善等事業補助金は、９月補正において２施設を想定し計上していましたが、１施設のみとなったことから、１施設分50万円の減額です。在宅育児支援給付金給付事業交付金は、保育所等を利用せず在宅で育児を行う子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、９月補正で予算措置しましたが、対象者の増加により58万5,000円を追加しました。

　　財源内訳欄の国県支出金の109万6,000円の減は、保育補助者雇上強化事業に係る国庫補助金109万8,000円と県補助金18万3,000円、保育環境改善等事業国庫補助40万円をそれぞれ減額したほか、在宅育児支援給付金給付事業に係る地方創生臨時交付金58万円を財源振替として追加しています。

　　４項１目国民年金事務取扱費の22節の国庫支出金返還金は、令和元年度の年金生活者支援給付金事務費委託金の実績により確定した額で精算するものです。

　　12ページに移ります。

　　４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費の18節では、鹿角広域行政組合負担金の今年度分の確定により、衛生費分203万5,000円を減額しました。これは令和元年度決算確定に伴い繰越金を計上したほか、人件費や事業費の確定等により減額となっています。

　　４目予防費は、地方創生臨時交付金をインフルエンザワクチン接種拡大分に充当することとして財源振替を行っています。

　　５款労働費、１項１目労働諸費では、新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用維持助成金として1,000万円を計上していましたが、実績見込みにより800万円を減額しています。

　　財源内訳欄の国県支出金の800万円の減は、緊急雇用維持助成金に対応した地方創生臨時交付金です。

　　６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費です。７節の報償金は、農業委員候補者選考委員会の精算による減額です。８節旅費は、全国会長会等の中止による農業委員及び随行職員分の減額となっています。

　　財源内訳の国県支出金の１万8,000円は、農業委員会費補助金の実績見込みによる減額と権限委譲推進交付金の実績見込みによる増で、その他の１万2,000円は農業者年金業務委託手数料の実績見込みによる増です。

　　３目農業振興費です。14節の施設改修工事費の減額は、畑作振興センター屋根改修工事の精算、17節の機械器具費の減は馬鈴薯収穫機及び植付機購入の精算によるものです。18節の元気に農業夢プラン実現事業補助金は、とわだ七滝ファームにおいて枝豆収穫機及び供給機を購入する予定でありましたが、収穫機のみとしたことから供給機分を減額したものです。

　　財源内訳の国県支出金は、馬鈴薯収穫機及び植付機購入と、枝豆供給機取りやめによる県補助金の減額です。

　　２項林業費、１目林業振興費では、22節県支出金返還金として平成30年度に実施した森林整備地域活動支援交付金事業の事業費の精算において返還金が生じたことから、63万円を計上しています。

　　財源内訳のその他84万円は、平成30年度の森林整備地域活動支援交付金事業の精算による鹿角森林組合からの返還金です。

　　７款１項商工費、２目商工振興費です。10節光熱水費及び11節通信運搬費は、七滝活性化拠点センターに係る不足分に対応したものです。12節の業務委託料は、七滝活性化拠点センターのＰＲ映像制作や町内企業実習生を対象とした日本語学校を開校するための経費などを新たに委託するものです。18節の起業支援（創業チャレンジ）補助金は、新たに１件の申請が見込まれることから100万円を計上しました。新型コロナウイルス感染症対応事業継続支援交付金及び経営維持臨時給付金については、実績見込みによる減額となっています。

　　財源内訳の国県支出金539万1,000円は、地方創生臨時交付金の充当先の調整により増となっています。

　　３目観光費です。この目においては観光イベント等の中止、縮小などにより、各項目において減額しています。このうち10節印刷製本費には、来年４月から９月までの半年間、東北6県において実施される東北デスティネーションキャンペーンで使用するノベルティー用のクリアファイル等の経費として41万6,000円を追加しています。18節の自然公園施設等整備事業負担金の減は、県による滝ノ沢展望台改修工事が来年度に先送りされ、今年度は実施設計のみとなったことによるものです。

　　６目国際交流推進費です。ＪＩＣＡ研修員が来町しなかったことにより、７節報償金の記念品代を減額しています。８節費用弁償及び18節国際交流協会補助金の減は、中高生海外体験旅行中止に伴うものです。

　　７目小坂鉄道レールパーク費では、保全倉庫について老朽化が著しく補修での対応が困難なことから、解体する経費として764万9,000円を計上しました。施設設置工事費では、保全倉庫解体により、小坂鉄道保存会の事務所が新たに必要となることから、プレハプの設置分として155万8,000円を措置しています。

　　14ページに移ります。

　　８款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路橋りょう新設改良費です。十和田湖和井内エリア整備事業に関連して実施する無電柱化事業について、工事費の追加が必要となったことから1,980万円を補助金として追加するものです。

　　財源内訳の地方債は、無電柱化事業に係る地方債です。

　　３項河川費、１目河川総務費では、県境にある神田川の安全な河川維持のため、今年度整備をすることとなったことから、事業費の２分の１を負担するものです。

　　９款１項消防費、１目常備消防費です。ここでは鹿角広域行政組合の消防費に係る負担金を調整により122万1,000円減額しています。

　　10款教育費、１項教育総務費、１目教育助成費です。12節の業務委託料は、十和田湖地区スクールバス運行業務委託の実績見込みによる減額です。18節の高校生等扶養世帯支援臨時給付金及び学校生活支援臨時給付金は、給付金事業の終了に伴う精算によりそれぞれ減額するものです。

　　財源内訳の国県支出金の314万円の減は、高校生等扶養世帯支援臨時給付金及び学校生活支援臨時給付金に係る地方創生臨時交付金です。

　　２項小学校費、１目学校管理費です。12節設計委託料及び14節設備改修工事費は、小坂小学校暖房設備更新事業に係る精算による減額となっています。

　　財源内訳のその他欄は、小坂小学校暖房設備更新事業の財源として、新総合教育エリア振興基金を充当していますが、事業が完了したことから事業費の減額と同額を減額しています。

　　２目教育振興費では、今年度予定していた行事等が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となったことから、それぞれの項目において精算し減額しています。

　　３項中学校費、１目学校管理費です。17節では、令和３年度に中学校教科書が改訂となることから、それに対応した教師用教科書・指導書や教材等の購入費用として、図書費に115万4,000円と教育用器具費に67万8,000円を措置しました。

　　４項社会教育費、１目社会教育総務費です。新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった成人式、教育留学推進事業等に係る経費について、それぞれ減額しています。

　　財源内訳の国県支出金欄の32万7,000円の減は、教育留学推進事業に係る県委託金です。

　　２目生涯学習推進費では、規模を縮小して開催したまなびピアに係る経費を精算しました。

　　16ページに移ります。

　　３目芸術文化振興費では、12月６日に開催を予定していた康楽館演劇祭を中止としたことから、それに係る補助金を全額減額しています。

　　４目社会教育施設管理費です。10節修繕料は、交流センター・セパームの修繕１か所分の経費を追加したものです。11節の検査手数料は、川上公民館の各種検査手数料を精算により減額しました。

　　５目公民館事業費です。川上地区運動会、老壮大学、町民ハイキングの中止により、関連する経費をそれぞれ減額しています。

　　６目図書館費です。10節修繕料は、消防設備点検で指摘された一般閲覧室の火災報知器を交換する経費を計上しました。14節の設備改修工事費は、配管から油漏れが見られ早急な改修が必要なことから、250万8,000円を措置しました。

　　財源内訳の国県支出金は、図書館システム構築事業に対し地方創生臨時交付金を充当することとしたため、64万2,000円を計上しています。

　　５項保健体育費、１目保健体育総務費です。今年度予定していた研修会やスポーツ事業の中止により、関連する経費を減額しています。

　　３目屋内温水プール費においても、今年度は営業を中止としたことから、関連する経費をそれぞれ減額していますが、14節の設備補修工事費には地下重油タンク内のライニング工事費として621万4,000円を計上しています。これは地下重油タンクが腐食防止措置等義務年数の40年を超えて使用できないとの消防からの指摘事項を受けて対応するものです。

　　12款１項公債費、１目元金です。22節の長期債元金償還金に2,290万8,000円を計上しました。これは実質公債費比率の上昇を抑制するために、平成18年と平成19年に借り入れした秋田県振興資金の元金について、令和３年度・４年度に償還する分を今年度で繰上償還するものであります。

　　財源内訳のその他欄は、減債基金繰入金を充当しています。

　　続きまして、５ページをお開きください。

　　第２表債務負担行為補正では、新たに「新編小坂町史」印刷製本業務委託を設定いたします。これは町史編さん作業が今年度内に完成することが厳しい見込みであることから、令和３年度までの期間で限度額を872万3,000円とするものです。

　　第３表地方債補正では、十和田湖和井内エリア整備事業の無電柱化事業の追加により、総額に1,980万円を追加し、地方債の限度総額を２億5,020万7,000円から２億7,000万7,000円に変更するものです。

　　以上で、説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　議案第129号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１３０号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第18、議案第130号　令和２年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第130号　令和２年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも1,021万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を５億9,201万1,000円にするものであります。

　　歳出につきましては、連合会等負担金に１万2,000円、一般被保険者療養給付費に630万9,000円、一般被保険者療養費に50万円、一般被保険者高額療養費に300万円、令和元年度特定健康診査等負担金精算に係る県への返納金に39万6,000円を増額するものであります。各月の医療費に変動があることから、療養費等の支払いに支障が生じないよう予算を補正いたします。

　　歳入につきましては、普通交付金に350万円、前年度繰越金に671万7,000円を増額するものであります。

　　以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第130号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第１３１号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第19、議案第131号　令和２年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第131号　令和２年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,907万6,000円にするものであります。

　　歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、４款繰越金へ１万円を追加するものであります。

　　歳出につきましては、歳入の調整として２款後期高齢者医療広域連合納付金へ１万円を追加するものであります。

　　以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第131号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

　　本日はこれをもって散会いたします。

　　なお、次の本会議は12月11日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会　午後　１時２８分